印西市パートナーシップ・ファミリーシップ制度（案）

1 目的

一人ひとりが互いの人権を尊重し、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、印西市パートナーシップ・ファミリーシップ制度を創設します。

2 制度の概要

本制度は、性別、性的指向又は性自認にかかわらず、全ての人が人生を共にしたいと考えるパートナーと安心して暮らすことができる環境を整えることを目的とするものです。事実婚の関係にある方も対象とします。

互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合う関係にあるお二人が市に届出をした場合、市は「パートナーシップ届出受理証明書」及び「パートナーシップ届出受理証明カード」を交付します。

また、お二人のいずれか一方又は双方と生計を同じくする子ども又は親等がいる場合には、その方々を含め、家族として協力し合う関係にあることを届け出ることができます。

本制度は法律上の婚姻とは異なるため、法律に基づく相続その他の財産上の権利や、税の控除等に関する権利及び義務が生じるものではありません。

しかし、本制度を通じて、届出をしたお二人が人生のパートナーや大切な家族とともに安心して暮らすことができるようにするとともに、互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指します。

3 対象者

(1) パートナーシップ

届出をするお二人は、次の全てに該当する必要があります。

1. 成年に達していること。
2. お二人のいずれか一方又は双方が、性的マイノリティの方又は事実婚のパートナー関係にある方であること。
3. 婚姻していないこと。

4. 双方が、当該届出に係る相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
5. 双方の関係が、民法に規定する婚姻をすることができない関係にないこと。
   ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除きます。
6. お二人とも印西市内に住所を有していること、又は 3 か月以内に市内へ転入する予定であること。

(2) ファミリーシップ

パートナーシップの届出をした方の一方又は双方と生計を同じくする子ども又は親等を対象とします。

4 届出の方法及び必要書類

届出をするお二人は、届出書に必要書類を添えて市長に提出します。

必要書類

1. 住民票の写しその他現住所を確認できる書類
2. 戸籍抄本その他婚姻していないことを確認できる書類
3. 本人確認ができる書類
   例: マイナンバーカード、旅券、運転免許証等

※ 1 及び 2 は提出、3 は提示とします。
※ 市内への転入予定者として届出をした方は、転入後、印西市に転入したことを証する住民票の写しを提出していただきます。

5 通称名の使用

性別違和等の理由により通称名の使用を希望する場合は、通称名により届出をすることができます。この場合、「パートナーシップ届出受理証明書」及び「パートナーシップ届出受理証明カード」に通称名を記載することができます。

なお、通称名を使用する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認できる書類を提出していただく必要があります。

6 市が交付する書類

市は、届出を受理した場合、次の書類を交付します。

1. パートナーシップ届出受理証明書 1 部
2. パートナーシップ届出受理証明カード 2 部
3. お二人の双方又はいずれか一方が印西市民でない場合
   パートナーシップ届出受付票 1 部

※ パートナーシップ届出受付票の交付を受けた方から、3 か月以内に印西市への転入を証する住民票の写しの提出があった場合は、1 及び 2 を交付します。

7 届出の流れ

(1) 事前予約

届出を希望する方は、あらかじめ届出日時を予約していただきます。

(2) 届出

1. 予約した日時に、お二人そろって必要書類を持参の上、来庁していただきます。
2. 届出書に必要書類を添えて、市に提出していただきます。
3. 市は届出内容を確認した後、パートナーシップ届出受理証明書及びパートナーシップ届出受理証明カードを交付します。

8 再交付

次のいずれかに該当する場合は、受理証明書等の再交付を申請することができます。

1. 受理証明書等を紛失したとき。
2. 受理証明書等を毀損し、又は汚損したとき。
3. 氏名その他届出時に提出した書類の記載事項に変更があったとき。

9 届出の無効

市は、次のいずれかに該当する場合は、届出を無効とし、その旨を通知するとともに、受理証明書等の返還を求めます。また、必要に応じて受付番号又は交付番号を公表することがあります。

1. 届出内容に虚偽があったとき。
2. 受理証明書等を不正に使用したとき。

10 受理証明書等の返還

パートナーシップを解消した場合その他届出の要件を満たさなくなった場合は、受理証明書等を返還していただきます。

11 その他

1. 届出及び受理証明書等の交付に係る手数料は無料です。
   ただし、必要書類の取得に要する手数料は、届出をする方の負担となります。
2. 当事者の負担軽減を図るため、受理証明書等を提示することにより利用できる市の行政サービスや、近隣自治体との連携についても検討を進めます。